

船舶事故調査報告書

令和3年10月6日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年8月19日 12時04分ごろ
発生場所	香川県高松市稲毛島南東方沖 稲毛島灯台から真方位140° 500m付近 (概位 北緯34° 24.4′ 東経134° 08.5′)
事故の概要	プレジャーボートレネゲードは、漂泊中、また、漁船昭光丸は、たこつぼなわ漁を行いながら西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年1月12日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート レネゲード、7.3トン 240-68712 愛知、個人所有 B 漁船 昭光丸、4.4トン KA3-31216（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A 軽傷 1人（同乗者） B なし
損傷	A 左舷中央部ブルワークに圧着痕 B なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期、潮流 東流約2ノット
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、知人（以下「同乗者」という。）3人を乗せ、機関を停止して船首を南方に向けて漂泊して釣りを行っていたところ、左舷方から接近するB船を認めたが、B船が漂泊中のA船を避けてくれるものと思っていたところ、B船が更に接近してきたので、B船に向かって大声を上げて手を振ったものの、A船の左舷中央部とB船の船首部とが衝突した。 A船の同乗者のうち1人は、帰港後に病院で診察を受け、右手関節部打撲傷等と診断された。 B船は、船長Bほか1人が乗り組み、たこつぼなわ漁を行いながら西進中、A船を船首方に認めたが、A船が漁ろう中のB船を避けてくれるものと思っていたところ、A船が避ける気配がなかったので、船長Bが機関を中立にして、漁ろう中のB船を避けるよう手を振って声を出して警告したが、A船と衝突した。 B船は、本事故当時、漁ろうに従事していることを示す黒色の鼓形形象物を表示していなかった。

<p>分析</p>	<p>A船は、漂流中、船長Aが、左舷方から接近するB船を認めた際、B船が漂流中のA船を避けてくれると思い、漂流を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、たこつぼなわ漁を行いながら西進中、船長Bが、A船が漁ろう中のB船を避けてくれるものと思い、同じ針路及び速力で操業しながらA船に接近を続けたことから、間近に迫り、機関を中立にして漁ろう中のB船を避けるよう手を振って声を出したものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が漂流中、B船がたこつぼなわ漁を行いながら西進中、船長Aが、B船が漂流中のA船を避けるものと思い、漂流を続け、また、船長Bが、A船が漁ろう中のB船を避けてくれるものと思い、同じ針路及び速力で操業しながらA船に接近を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、漂流中または漁労中に、接近する他船を認めたときには、安易に避けてくれると思わず、余裕のある時機に注意喚起を行ったり、移動したりして衝突を避けること。 ・ 漁ろう中の船舶は、漁ろうに従事していることを示す黒色の鼓形形象物を表示すること。